

特定非営利活動法人ソフトライフ  
定 款

# 定 款

## 第1章 総則

(名称)

### 第1条

この法人は、特定非営利活動法人ソフトライフと称し、登記上もこれを特定非営利活動法人ソフトライフと表示する。

2 この法人の英文名は、NPO Softlife とする。

(事務所)

### 第2条

この法人は、事務所を 千葉県船橋市 に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

### 第3条

この法人は、障害者（身体、知的、精神）、病気を経験した者、高齢者及びその家族のための健康、医療、福祉に関する諸事業を行うとともに、これらに関連する分野での起業を目指す者、企業経営者、学業若しくは企業、官公署、学校等に従事する者に対し、職業教育、社会人教育を行い、広く公益に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

### 第4条

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

### 第5条

1 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 障害者、病気を経験した者、及び高齢者のための健康増進、健康回復、社会参加を目的とした支援事業
- (2) 障害者、病気を経験した者及び高齢者のための成年後見制度の啓蒙、普及活動
- (3) 障害者、病気を経験した者及び高齢者のためのカウンセリング

- (4) 障害者及び病気を経験した者に対する出版支援事業
- (5) 障害者、病気を経験した者及び高齢者に対する福祉関係に関わる企業に係る人材育成、人事管理、財務管理、企業倫理管理、情報管理技術等に関する調査研究、知識の普及啓発及び政策立案、提言事業
- (6) 障害者、病気を経験した者及び高齢者に対する福祉関係に関わる企業に係る社会人や学生、生徒などを対象にした社会教育活動、及び当該事業に係わる教材等の販売事業
- (7) 障害者、病気を経験した者及び高齢者の対する福祉関係に関わる企業に係る人材に対してのリーダー養成・企業家支援等事業、再就職の為の職業訓練事業
- (8) 障害者、病気を経験した者及び高齢者の対する福祉関係に関わる企業に係る留学生に対しての経営学、会計学、経営情報学等の教育支援事業

### 第3章 会員

( 会員 )

#### 第6条

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人を含む団体

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同して賛助するために入会した個人又は団体

( 入会 )

第7条 前条に掲げるもの以外は会員の入会について特別な条件は定めない。

- 1 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申しこむものとする。
- 2 理事長は、前号の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前号の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

( 入会金及び会費 )

#### 第8条

会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

( 会員の資格の喪失 )

#### 第9条

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

( 退会 )

#### 第10条

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

( 除名 )

#### 第11条

1 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

( 抛出金品の不返還 )

#### 第12条

既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第4章 役員及び顧問等

( 種別及び定数 )

#### 第13条

1 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上20名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

理事のうち、1名を理事長とし、必要に応じて副理事長を1名、専務理事を1名以上3名以内、常務理事1名以上3名以内をおくことができる。

( 選任等 )

#### 第14条

1 理事及び監事は、正会員の内から選任し、正会員以外からの選任は行わず、総会の議決において選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事、常務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

( 職務 )

第 15 条

- 1 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は、理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事長及び副理事長に事故があるとき又は、理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は実務の遂行を管理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行なう。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

( 任期等 )

第 16 条

- 1 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

( 欠員補充 )

第 17 条

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

( 解任 )

第 18 条

- 1 役員は次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
  - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

( 報酬等 )

#### 第 19 条

- 1 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

( 顧問及びその職務等 )

#### 第 20 条

この法人は理事会の承認に基づき会長・副会長・顧問を置くことができる。

理事でない会長・副会長・顧問は理事会における議決権を有しない。

会長・副会長は専ら会の人的交流を主体として活動し、NPO 活動に関しては助言を求められた場合のみ相談を受ける。

顧問は学識経験者及び会が必要と認めた者で、専門的な相談を受ける。

( 事務局の設置等 )

#### 第 21 条

- 1 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 総会

( 種別 )

#### 第 22 条

- 1 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

( 総会の構成 )

#### 第 23 条

総会は、正会員をもって構成する。

( 総会の機能 )

#### 第 24 条

総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

- (6) 資産の管理の方法
- (7) 解散時における残余財産の帰属
- (8) その他の重要な事項

( 総会の開催 )

第 25 条

- 1 通常総会は、毎年 1 回以上開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
  - (3) 監事が第 15 条第 6 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

( 総会の招集 )

第 26 条

- 1 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

( 総会の議長 )

第 27 条

総会の議長は、理事長の指名する理事がこれに当たる。ただし、第 25 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定により臨時総会を開催したときには、その総会に出席した正会員の中から議長を選出する。

( 総会の定足数 )

第 28 条

総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

( 総会の議決 )

第 29 条

- 1 総会における議決事項は第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 総会での表決権等 )

第 30 条

- 1 各正会員の表決権は平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面

をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前第2条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の決議について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の表決に加わることができない。

( 総会の議事録 )

#### 第31条

1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

## 第6章 理事会

( 構成 )

#### 第32条

理事会は、理事をもって構成する。

( 機能 )

#### 第33条

理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

( 開催 )

#### 第34条

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

( 招集 )

#### 第35条

- 1 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

( 議長 )

#### 第36条

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

( 議決 )

#### 第37条

- 1 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 会議の議決は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 表決権等 )

#### 第38条

- 1 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 4 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

( 議事録 )

#### 第39条

- 1 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

( 資産の構成 )

#### 第40条

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他収入

( 資産の区分 )

第 41 条

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

( 資産の管理 )

第 42 条

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

( 会計の原則 )

第 43 条

この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

( 会計の区分及び事業年度 )

第 44 条

- 1 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。
- 2 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり翌年 12 月 31 日に終わる。

( 事業計画及び予算 )

第 45 条

この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

( 暫定予算 )

第 46 条

- 1 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

( 予備費の設定及び使用 )

第 47 条

- 1 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の決議を経なければならない。

( 予算の追加及び更正 )

#### 第 48 条

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の決議を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

( 事業報告及び決算 )

#### 第 49 条

- 1 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の決議を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

( 臨機の措置 )

#### 第 50 条

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散等

( 定款の変更 )

#### 第 51 条

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

( 解散 )

#### 第 52 条

- 1 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
  - (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

( 残余財産の帰属 )

## 第 53 条

この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

## 第 54 条

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

### 第 55 条

この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第 10 章 雑則

（細則）

### 第 56 条

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1、この定款は、この法人成立の日から施行する。
- 2、この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	三浦	后美
副理事長	小松	秀春
専務理事	宍倉	信行
常務理事	竹中	吉生
理事	鈴木	哲
同	中里	新太
同	張	淑雲
同	野末	千尋
同	藤井	大輔
同	松川	裕馬
同	渡邊	ひろ子
監事	工藤	慈夏
同	澤向	修一

- 3、この法人の設立当初の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 25 年 10 月

31日までとする。

- 4、この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5、この法人の設立当初の事業年度は、第 44 条第 2 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 24 年 12 月 31 日までとする。
- 6、この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員 10,000 円

賛助会員 50,000 円

(2) 年会費

正会員 5,000 円

賛助会員 50,000 円

附則

この定款は、平成 26 年 4 月 30 日から施行する。

附則

この定款は、平成 29 年 2 月 26 日から施行する。